

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成30年 3月号
笠縫地区・双柳南部地区
☆☆合併号☆☆

～笠縫地区・双柳南部地区の 今年度の事業進捗状況などについて～

- 1 平成29年度の事業状況
- 2 下水道課からのお知らせ
- 3 双柳南部地区地元説明会等の報告
- 4 区画整理課からのお知らせ

1 平成29年度の事業状況

笠縫地区

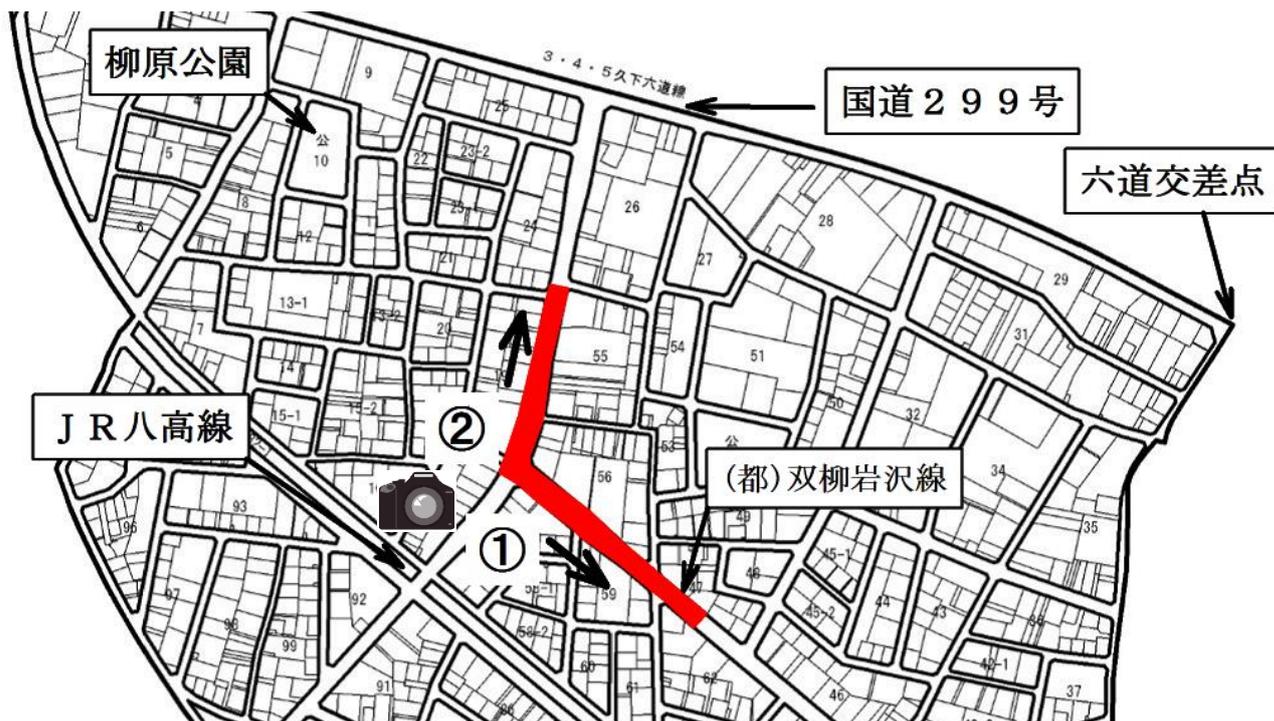
【進捗状況】（平成30年2月末時点）

- ・仮換地指定率 97.2%
- ・使用収益開始率 64.2%
- ・建物移転済戸数 764戸
- ・建物移転率 89.8%



平成29年度の主な工事の整備状況は以下のとおりです。

- ①（都）双柳岩沢線道路整備工事（3月下旬完了予定）



① (都) 双柳岩沢線実施状況



② (都) 双柳岩沢線実施状況



② (都) 川寺岩沢線道路整備工事 (3月下旬完了予定)



① (都) 川寺岩沢線実施状況



② (都) 川寺岩沢線実施状況



双柳南部地区

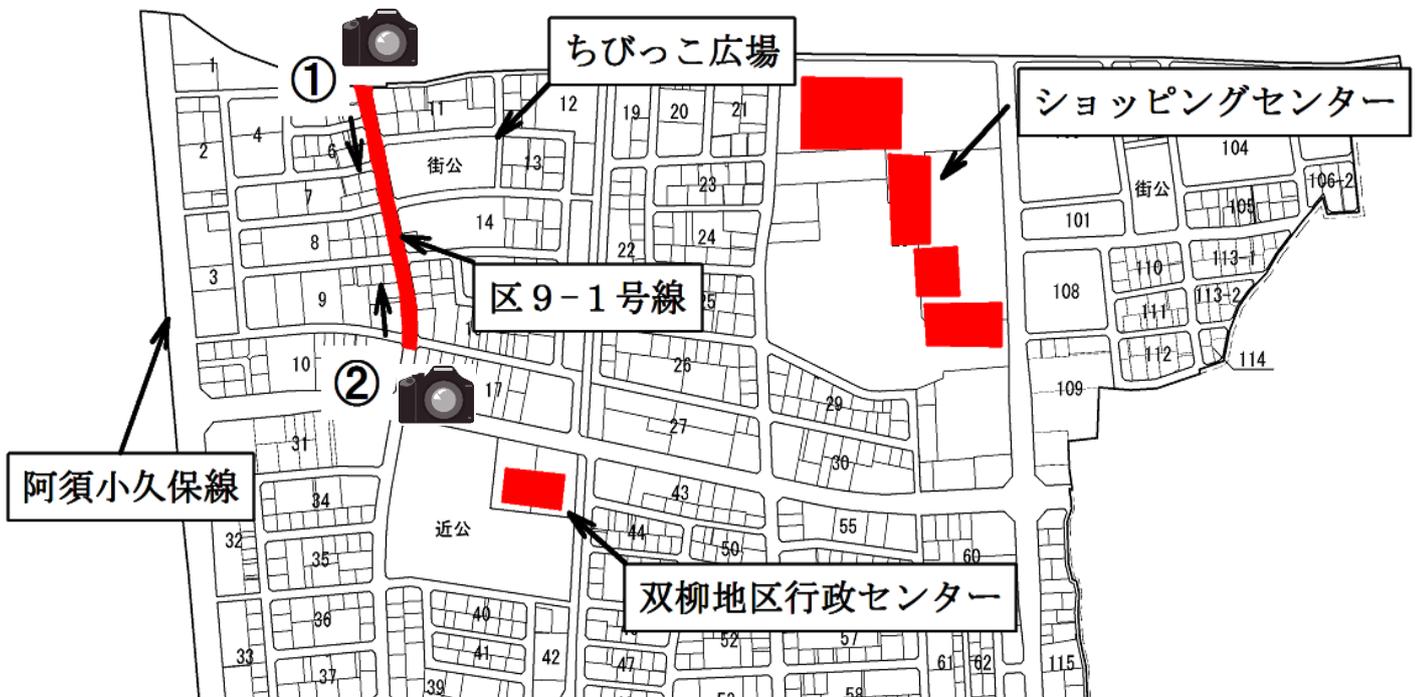


【進捗状況】（平成30年2月末時点）

- 仮換地指定率 62.9%
- 使用収益開始率 38.3%
- 建物移転済戸数 155戸
- 建物移転率 22.8%

平成29年度の主な工事の整備状況は以下のとおりです。

① 区9-1号線道路整備工事（3月下旬完了予定）



① 区9-1号線実施状況



② 区9-1号線実施状況



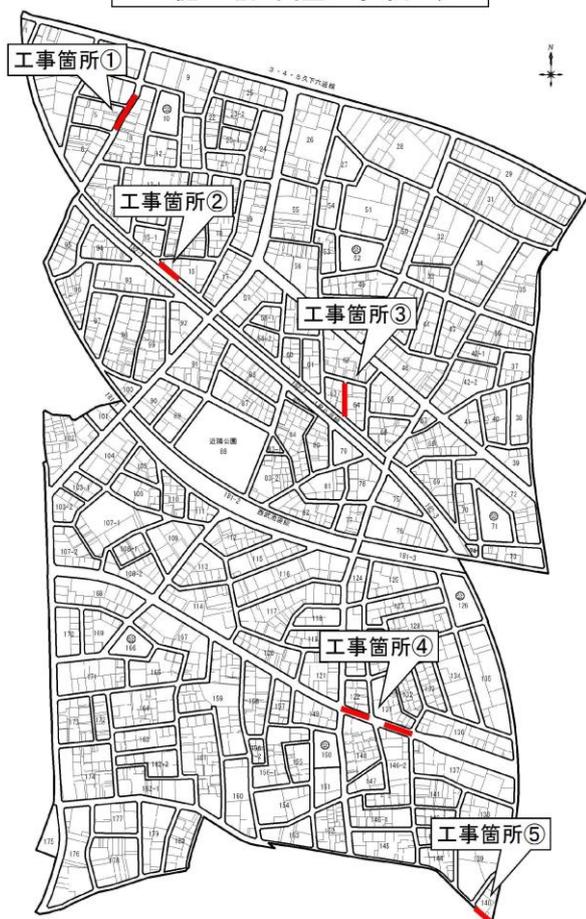
2 下水道課からのお知らせ

平成29年度笠縫地区・双柳南部地区の下水道工事進捗状況についてお知らせします。

工事箇所図	工事着手	工事完了	備考
①	平成29年 9月下旬	平成30年 2月下旬	完成
②	平成29年 5月下旬	平成29年 9月下旬	完成
③	平成29年 6月下旬	平成29年 9月下旬	完成
④	平成29年 6月上旬	平成29年 8月下旬	完成
⑤	平成29年 9月下旬	平成30年 3月下旬	完成予定
⑥	平成29年 7月上旬	平成29年10月下旬	完成
⑦	平成29年11月下旬	平成30年 1月下旬	完成
⑧	平成29年11月下旬	平成30年 2月下旬	完成

問い合わせ先:下水道課 整備担当 042-973-3433(直通)

笠縫地区画整理事業区域



双柳南部地区画整理事業区域



3 双柳南部地区地元説明会等の報告

(1) 地元説明会等の報告

地元説明会等を開催し、①整備計画図（案）の変更点、②地区計画（素案）の概要、③今後の予定などについて説明を行いました。

【地元説明会（第3回）】

開催日：平成30年2月16日（金）、17日（土）、18日（日）

対象権利者件数：1,121件 出席権利者件数：205件

【個別相談会】

開催日：平成30年2月19日（月）、20日（火） 相談件数：32件

【地元説明会での主な質疑応答】

公共施設整備に関すること（7件）

- 建付地で4mが確保できていないところがありますが、現状のままなのか。
- 消防活動困難区域は解消されますか。

- 4m未満の道路がありますが、幅員を確保しながら、整備を進めたいと考えています。
- 地区内に消防活動困難区域がないよう、道路を配置しています。

減歩に関すること（1件）

- 事業見直しにより、減歩率も変わってくると思いますが、どうなるのでしょうか。

- 負担軽減は事業見直しの目標の1つです。今は見直しを進めている段階であり、お示しできませんが、負担の軽減が実現できるよう努めてまいります。

地区計画に関すること（3件）

- 最低敷地面積を120㎡に設定するということですが、どのようなものですか。

- ミニ開発等による敷地の細分化を防止し、建築物の安全上、さらには防災上の観点から良好な居住環境へ誘導することで、将来においても健全な居住環境の維持・保全を図ろうとするものです。

(2) 個別相談会について

地元説明会に出席できなかった方や、個別案件を相談したい方などを対象に個別相談会を以下の日程で行います。

平成30年3月16日（金）～ 3月19日（月）までの4日間

各日 9:00～17:00まで

会場 双柳地区行政センター 第2会議室

事前申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

※相談の状況によりお待ちいただく場合がございます。

※土地区画整理事務所でも相談をお受けしています。

4 区画整理課からのお知らせ

○保留地（宅地）を販売中です

飯能市が施行する笠縫土地区画整理事業地内及び岩沢北部土地区画整理事業地内の保留地（宅地）を販売しています。今年度は笠縫地区1 2区画、岩沢北部地区2区画を販売中です。案内書、パンフレットは土地区画整理事務所で配布しています。飯能市ホームページにも詳細を掲載していますのでご覧ください。

土地をお探しの方がいらっしゃいましたら、区画整理課までお気軽にお問い合わせください。ご希望に応じ、現地案内にも対応いたします。

○建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業地内において、建築行為（開発行為）や、ブロック塀などの工作物を設置する場合には、土地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要になります。

○迷惑駐車について

道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、トラブルの原因となりますので、ルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

○公園広場利用のマナーについて

公園予定地の一部を開放し、ご利用いただいておりますが、犬の放し飼いやボール等が、隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、皆様が利用する公共の場となりますので、マナーを守ったご利用をお願いします。

○権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。

○双柳南部地区地元説明会の動画を公開します

2月18日に開催した双柳南部地区地元説明会の動画を飯能市ホームページに近日中に公開します。



編集発行 飯能市区画整理課（土地区画整理事務所内）
住 所 飯能市大字笠縫1 1 2-1
電 話 042-973-8682
FAX 042-972-1242
Eメール kukaku@city.hanno.lg.jp